

2011年 2月 10日
郵産労交 第9号

郵便事業株式会社
代表取締役社長 鍋倉 眞一 殿

郵政産業労働組合
中央執行委員長 廣岡 元穂

「郵便事業の短期的な課題への 取組みについて」に関する要求書

郵便事業会社は、1月28日総務省に対し「平成22年度中間決算に関する郵便事業株式会社法第13条第1項に基づく報告徴求に対する報告について」を行いました。その内容は、「中間決算と事業計画の乖離に係る要因分析」「収支改善施策」「今後の経営見通し」の3点についての報告となっています。その中での「収支改善施策」では、「経営状況と経営課題」「中長期的な課題への取組み」「短期的な課題への取組み」となっています。

「短期的な課題への取組み」は、会社全体として平成24年度の短年度営業黒字を達成するため、「運送便の見直し」「業務量に応じた要員の適正配置の徹底」「集荷体制の見直し及び集配作業の生産性の向上」「集配業務委託契約の見直し」「お客さまとの取引条件の見直し」等を行っていくことが明記されています。この計画に基づき、2月2日具体的施策内容が郵産労に示されてきました。これらの見直し計画は、社員の労働条件と密接に関連しているものばかりであり、郵産労との交渉は避けて通れないものと考えます。したがって、以下の内容での要求書を提出します。多くの施策が、期間限定でスピードが求められている内容となっています。要求書への回答もすみやかな対応を求めるものです。

記

- 1 低採算顧客との取引条件の見直し等について
 - (1) 宅配事業統合後、同一商品にもかかわらずその価格は集荷担当者任せの設定が公然とまかり通り、収益構造の悪化を招いてきました。また、こうした取引内容が商品価値を落としてきたことも事実です。見直しに至る総括を明らかにすること
 - (2) 取引条件の見直し等により、一時的に顧客離れが加速することも予測されます。引続きゆうパックを継続利用してもらうための具体的対策を示すこと
 - (3) 顧客交渉のスケジュールについては、大口顧客については明らかにされていますが、その他の顧客交渉については明らかになっていません。具体的対策と日程を明らかにすること
 - (4) 取引条件の見直し等により生み出される収支改善額について明らかにすること
- 2 業務量に見合う内務要員配置の見直しについて
 - (1) 「実施期限は3月末日まで」となっていますが、前項「低採算顧客との取引条件の見直し等」により、急速な一時的物量変動も予測されます。したがって、一定期間を見据えた慎重な要員配置見直し計画とすること
 - (2) 「雇用時間数」及び「始終時刻」「休憩・休息时间」等の見直しにより、「余剰配置」が明らかになった場合、期間雇用社員について安易な雇い止めは行わず、雇用確保を保障する

こと

3 効率的な集荷体制の見直しについて

- (1) 「集荷ダブルネットワークの見直し」による「一つのエリアに一人の担当者を配置する」際の、一人となる担当者の配置基準について明らかにすること
- (2) 「集荷ダブルネットワークの見直し」によって生み出される「余剰人員」の人数について明らかにすること。なお、「余剰人員」となった場合、その後の雇用などの扱いについても明らかにすること
- (3) それぞれ示されている「見直し」及び「ゆうパック配達・集荷体制の生産性の向上」施策による「要員配置の見直し」のスケジュール・実施期限を明らかにすること

4 ゆうパック配達・集荷体制の生産性の向上について

- (1) 配達個数をAからF地域で設定するとしていますが、その基準を明らかにすること
- (2) 二輪によるゆうパックの併配にあたって、不十分な支店は見直すといっていますが、その基準を明らかにすること
- (3) 削減労働力を設定する権限がどこにあるのか明らかにすること

5 荷物等集配委託契約の見直しについて

- (1) 「業務量の適正化」を図る上で、1人当たり集配個数の大幅引き上げ見直しが検討されています。1人1日集配100個とする根拠を明らかにすること
- (2) 現行委託契約を結んでいる業者数について明らかにすること。なお、委託契約金額の見直し等により生み出される年間収支改善額について明らかにすること
- (3) 現行の委託契約と「個建制」の並立は職場に混乱を招くものと思われます。現行の委託契約を継続すること
- (4) 委託契約金額の見直し等により多数の受託者撤退の動きが出てくるものと予測されます。具体的対策を明らかにすること
- (5) 「受託者による配達割合の見直し」による契約解除の具体的受託者数を明らかにすること

6 運送便の見直しについて

- (1) 運送便設定の見直しや臨時便の抑制、運送委託料の削減などから得られる経費節減効果額を明らかにすること
- (2) 提案では、混載を基本とした運送便設定とあるが、全面的な改正で昨年7月以前のダイヤに戻すことなのか明らかにすること。また、伝送便、中長距離便の便別増減数を明らかにし、改正ダイヤについては組合に提示すること
- (3) 国際郵便の船便業務効率化のため、取扱を川崎港支店に集約する提示がされている。西日本の国際郵便の船便取扱について、運送便設定は今回の短期的な課題とあわせて行なうのか明らかにすること。また、その運送便の設定も明らかにすること

7 ターミナル支店の集約について

- (1) 21ターミナル支店の統括支店への集約については労働協約に基づいた提示を行うこと。なお、「やむをえず」できない場合のケースはどのようなことを想定しているのか、明らかにすること
- (2) ターミナル支店から統括支店に集約することによる経費節減効果額について明らかに

すること

- 8 郵便事業全般における、その他の具体的収支改善策についても早期に明らかにすること
- 9 中長期的に実施する施策についても明らかにすること

以 上